

年 金 定 期 預 金

1. 商品名	年金定期預金
2. 販売対象	(ア) 公的年金の自動受取りを当行取引店に指定されている方 (イ) 制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方 (ウ) 「年金受取ご予約サービス」の契約者で満55歳以上65歳未満の方
3. 期間	1年 預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 ・販売対象者(ア)(イ)の方は、1人1店舗に限り1円以上300万円以内 ただし、総合口座定期預金の場合は、1万円以上300万円以内 ・販売対象者(ウ)の方は、1人1店舗に限り1円以上200万円以内 ただし、総合口座定期預金の場合は1万円以上200万円以内 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	預入時におけるスーパー定期1年の店頭表示利率に特別金利を上乗せします。 自動継続式でお預入れの場合、満期日以降は当行所定の条件を満たす場合のみ引続き継続日におけるスーパー定期1年の店頭表示利率に特別金利を上乗せし、自動継続します。 条件を満たさない場合は、継続日におけるスーパー定期1年の店頭表示金利で継続します。 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 手数料	なし
8. 付加できる特約事項	・総合口座に定期預金としてお預入れいただいた場合、総合口座貸越の担保となります。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります。 ・マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率 " 6か月以上1年未満の場合……約定利率×50%

<p>10. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通定期預金（非自動継続）の場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・公的年金を受給されている方の預入れは、年金自動受取りを指定の店舗に限ります。 ・取扱期間は2019年9月30日（月）までです。 ・利息については20%の分離課税の対象となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税（0.315%）が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となります。
<p>11. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

（平成30年10月1日現在）